環境保全協定庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市環境保全条例第106条に定める環境保全に関する協定(以下「環境保全協定」という。)の運用等に関し必要事項を検討するため、環境保全協定庁内検討会(以下「庁内検討会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 庁内検討会は、次に掲げる事項について調査・検討する。
 - (1)環境保全協定締結対象事業所の選定方法に関すること。
 - (2) 環境保全協定に盛り込む事項に関すること。
 - (3) 環境保全協定の運用に関すること。
 - (4) その他環境保全協定に関する重要事項

(組織)

- 第3条 庁内検討会員は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は環境保全部長、副委員長は環境保全課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。委員は代理の者を庁内検討会に 出席させることができるものとする。

(会議)

- 第4条 庁内検討会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じて会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ会議)

- 第5条 庁内検討会の所掌事務の円滑な推進を図るため、庁内検討会にワーキンググループ会議を置く。
- 2 ワーキンググループ会議は、庁内検討会委員の属する課及び環境保全課の主査級ま たは主任級にある者をもって充てる。
- 3 ワーキンググループ会議は、環境保全課長が必要に応じて召集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 庁内検討会及びワーキンググループ会議の庶務は、環境保全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成20年12月12日から施行する。 附則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成26年11月4日から施行する。 附則
- この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

別表

環境局	環境保全部	環境保全課長
		環境規制課長
	資源循環部	廃棄物対策課長
		産業廃棄物指導課長
経済農政局	経済部	産業支援課長
都市局	公園緑地部	緑政課長